

栃木県教育委員会臨時会会議録

令和2(2020)年3月25日(水)、栃木県教育委員会臨時会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1番(教育長)	荒川	政利
2番	陣内	雄次
3番	吉澤	慎太郎
4番	鈴木	純美子
5番	工藤	敬子
6番	金子	達也

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	辻	真夫
教育次長	池田	聖
総務課長	桜井	裕
義務教育課長	柳田	伸二
高校教育課長	中村	千浩
生涯学習課長	野原	正祥
スポーツ振興課長	高橋	貴子
総務主幹	浅野	尚志
競技力向上対策室長	青井	智也

3 午前10時00分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は臨時会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に3番工藤委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第1号議案及び第4号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報告

- (1) 令和元(2019)年度「夜間中学」に関するニーズ調査結果について教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 宇都宮市PTA連合会会長から夜間中学を設置してほしいとの御意見をいただいたことがある。不登校の子たちの受け皿がないことが問題であり、そ

の解決策の一つとして公的な受け皿である夜間中学を作ってほしいということだと思うが、不登校と言っても一括りにできない部分がある。以前、横浜市にある夜間中学を取材した際に、夜間中学は学校のカリキュラムが夜に移行するだけなので、昼間の学校になじめなかった子どもたちが夜の学校に通えるはずがなく、不登校の子が通ってくるケースはほとんどないと伺った。実際に、夜間中学は外国の方たちの学び直し場となっている。小学生の不登校の子たちには、地域に根ざしたフリースクールのような場所が受け皿として必要だと思うが、実際には教育の質の担保ができていないと感じる。高根沢町には「ひよこの家」があるが、町から予算が出ており、スタッフもきちんとした対応ができ、給食もあり、県内では唯一、機能していると思う。中学生の不登校の子たちに対しては、夜間中学を設置するのではなく、県内大学との協働という形を取るのはいかがでしょうか。中学生くらいになると学び直しも大事だが、「なぜ自分たちが学ばなければいけないのか」ということが分からなくなっている子が不登校になっているケースが非常に多いので、基礎学力をつけるというよりも学びのインセンティブになるような取組ができることが大切ではないかと思っている。デンマークには中学校で不登校になったり、学習障害を持っていたりする子たちが高校に上がる前の段階で1年間学び直しができる公的機関がある。栃木県においても、県が予算を出し、各大学にそのような機能を整備し、学び直しができる仕組みを作っていくことが必要なのではないかと思う。学び直しの中に多様性があって、専門の教職員等がきちんと対応し、教育の質が担保できることが欠かせないと思っている。以前は、夜間中学の教員は昼夜掛け持ちし、ローテーションで働いていたということである。それでは学校の先生方の負担も大きく、効果が薄いということであれば、他の方策をきちんと考えて、受け皿を作っていくことが大事である。私の意見としては、夜間中学ではその機能を発揮できず、適切ではないと考えている。

[事務局]

- ・ 夜間中学の入学対象者は、義務教育を修了できなかった方や不登校だった方、本国で義務教育を修了できなかった外国籍の方などとなっている。現在、9都府県に33校の夜間中学が設置されているが、外国籍の方が多い傾向にあると聞いている。また、今年4月には茨城県常総市が開校するということである。いただいた御意見等も踏まえ、夜間中学については協議を継続するとともに、近隣の先進的な夜間中学等の視察を行い、状況等を分析したいと考えている。

[委員]

- ・ この夜間中学については、どこの部署が担当することになるのか。また、今後のスケジュール感について教えていただきたい。

[事務局]

- ・ 当面の間は、総務課教育政策担当が担当することとなる。スケジュール感については、今後、夜間中学のあり方や必要性を踏まえ検討していくことになるが、現時点では詳細な日程を決めているわけではない。夜間中学の設置が具体的になった際には、担当についても改めて検討したい。

[委員]

- ・ 学悠館高校を設置した際、フレックスハイスクールという名称を付けた。例えば、外国人のための学校であれば、そのような適切な名称にし、不登校だった方たちの学び直しのための学校であれば、場合によっては別に箱を作り、然るべき人が入学できるようにすれば、夜間中学の本来の姿になるのではないかと思う。

[委員]

- ・ 夜間中学には多様な方が来ることを考えると、そこには学校という機能だけではなく、様々な機能が付属していないと難しいと思う。このようなアンケート調査では相対的な概観は見えるが、本質的なところは見えにくい。当事者やそういう方たちを支援している方の話を聞くことは重要であり、その話の中にヒントはたくさんあるので、この次の段階として、これからの施策展開の中に生かして行けたらと思う。

[事務局]

- ・ いただいたご意見については、参考にさせていただきたい。

8 教育長は、一部順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。

9 第2号議案 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定について

第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

10 第3号議案 公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について

第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

11 第5号議案 とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則の制定及びとちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則の制定について

第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 平日と土日祝日の利用時間について、どのような理由で決めたのか教えていただきたい。

[事務局]

- ・ 平日の利用時間については、学業や就業等により利用が見込めないため、午前中は開館せず、午後からとした。土日祝日については、午前中から利用いただけるように、9時開館とした。

- 12 教育長は、第1号議案及び第4号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 13 第1号議案 令和元(2019)年度3月補正予算案について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 14 第4号議案 学校職員の懲戒処分について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 15 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時04分、閉会した。